

新潟県中小企業創業等支援資金「金融機関提案要件」取扱要領

この要領は、新潟県中小企業創業等支援資金融資要綱（以下「要綱」という。）に基づき、新潟県中小企業創業等支援資金「金融機関提案要件」（以下「金融機関提案要件」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

（目的）

第1条 金融機関提案要件は、多様化、複雑化する中小企業者等の経営課題や県の政策課題等に資するため、金融機関が有する独自の工夫やノウハウを活用した資金の提案を受けることで、中小企業者等の新たな事業展開や経営改善等に資する取組を支援することを目的とする。

（融資取扱）

第2条 金融機関提案要件として取り扱う資金は、新潟県中小企業制度融資取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）からの提案に基づき、県が承認したものとする。なお、提案の募集期間、方法等は別に定める。

（融資対象等）

第3条 要綱第3条に規定する融資対象者の資格は、要綱第2条第1号に定める中小企業者及び同条第2号に定める事業協同組合等であって、前条により県が承認した対象要件を満たすものとする。

（取扱金融機関の指定）

第4条 金融機関提案要件に係る取扱金融機関の指定は、要綱第2条第3号に定める取扱金融機関であって、第2条により県が承認した金融機関（以下「指定金融機関」という。）とする。なお、新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証を付す資金については、事前に保証協会と約定書を締結していなければならない。

2 金融機関提案要件に係る資金の取扱いがなくなったときは、指定が解除されたものとみなす。

（承認手続）

第5条 金融機関提案要件の承認を受けようとする金融機関は、次の各号に掲げる事項を承諾のうえ、様式第1号を作成し、県に申請するものとする。

- (1) 第1条に掲げる目的に沿った融資であること。
- (2) 金利の設定方法は、固定又は金融機関所定とし、要綱第5条に基づく資金の預託による軽減効果が反映された利率とすること。なお、金利は保証協会の信用保証を付すもので年率2.50%、付さないもので年率2.70%を超えない範囲とし、金利と預託に係る県の負担割合は別表のとおりとする。
- (3) 融資限度額は金融機関が提案により定めるものとするが、保証協会の信用保証を付すものについては、中小企業信用保険法に定める保険額を上限とすること。
- (4) 県が融資実績等を公表することに同意すること。
- (5) 要綱及び本要領を遵守すること。

(承認審査)

第6条 県は、前条の申請があったときは、申請内容を審査のうえ、適当であると認めるときは金融機関提案要件に係る資金として承認を行う。

- 2 県は、前項の承認を行ったときは、その内容について当該金融機関に通知する。
- 3 県は、保証協会の保証を付するものについて第1項の承認を行ったときは、保証協会に対し、その内容について通知する。

(承認内容の変更)

第7条 指定金融機関は承認を受けた金融機関提案要件に係る資金の内容について、やむを得ない理由により年度途中に変更が生じた場合は、その理由を付して県に変更の承認を求めることができる。

- 2 指定金融機関は承認を受けた金融機関提案要件に係る資金の内容について、県から変更の要請があったときは、県と協議のうえ、必要に応じて県に変更の承認を求めるものとする。
- 3 前2項の変更の承認を受けようとする金融機関は、様式第2号を作成し、県に申請するものとする。
- 4 前項に係る県の審査については、前条第1項の規定を準用する。
- 5 県は前項において準用する前条第1項の承認を行ったときは、その内容について当該金融機関に通知し、保証協会の保証を付するものについては、保証協会にもその内容を通知する。

(承認の取消し等)

第8条 県は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、該当する金融機関提案要件の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 要綱及び本要領の規定を遵守できないと認められるとき
- (2) 信用保証を付する資金につき、保証協会との約定書が失効した又は解除されたとき
- (3) そのほか、金融機関提案要件に係る資金を取り扱うことが適当でないと認められるとき

2 県は、前項の承認の取消しを行ったときは、その内容について当該金融機関に通知し、保証協会の保証を付するものについては、保証協会にもその内容を通知する。

3 県は、指定金融機関が信用保証に付する資金につき、保証協会と締結した約定書に基づきその取扱いを停止されたときは、その停止処分が解除されるまで、該当する金融機関提案要件に係る資金の取扱いを停止する。

4 取扱金融機関は、金融機関提案要件として承認を受けた資金について、社会経済環境の変化等によりその利用が見込めなくなった場合など、当該資金を継続して提供することが困難となった場合は、その理由を付して県に取扱廃止の承認を求めることができる。

5 取扱廃止の承認を受けようとする金融機関は、様式第3号を作成し、県に提出するものとする。

6 前項に係る県の審査については、第6条第1項の規定を準用する。

7 県は前項において準用する第6条第1項の承認を行ったときは、その内容について当該金融機関に通知し、保証協会の保証を付するものについては、保証協会にもその内容を通知する。

(中小企業者等への支援の実施)

第9条 指定金融機関は金融機関提案要件に係る資金の融資を実行した中小企業者等に対して、経営相談、経営指導等のフォローアップに努め、融資先の経営課題解決に資するものとする。

(附則)

この要領は、平成29年3月29日から施行する。

別表

金融機関提案要件における金利と預託に係る県の負担割合について

1 固定金利

(1) 保証付き

上限金利 融資期間	上限金利										
	0.2%以下	0.2%超 0.4%以下	0.4%超 0.6%以下	0.6%超 0.8%以下	0.8%超 1.0%以下	1.0%超 1.2%以下	1.2%超 1.4%以下	1.4%超 1.6%以下	1.6%超 1.8%以下	1.8%超 2.0%以下	2.0%超 2.50%以下
7年以内	90%	85%	75%	65%	60%	50%	40%	35%	25%	15%	10%
7年超 10年以内	90%	85%	80%	70%	65%	55%	50%	40%	35%	25%	10%
10年超	90%	85%	80%	75%	65%	60%	50%	45%	40%	30%	25%

(2) 保証なし

上限金利 融資期間	上限金利										
	0.4%以下	0.4%超 0.6%以下	0.6%超 0.8%以下	0.8%超 1.0%以下	1.0%超 1.2%以下	1.2%超 1.4%以下	1.4%超 1.6%以下	1.6%超 1.8%以下	1.8%超 2.0%以下	2.0%超 2.2%以下	2.2%超 2.70%以下
7年以内	90%	85%	75%	65%	60%	50%	40%	35%	25%	15%	10%
7年超 10年以内	90%	85%	80%	70%	65%	55%	50%	40%	35%	25%	10%
10年超	90%	85%	80%	75%	65%	60%	50%	45%	40%	30%	25%

※ 上記の「融資期間」とは、個別の融資案件に係る実際の融資期間ではなく、提案のあった制度の融資期間をいう（例. 融資期間 10 年以内、金利 1.8%以内、保証付きの提案の場合、個別の融資案件に係る実際の融資期間に関わらず、預託割合は当該制度に係る全融資案件一律で 35%とする）。

※ 保証付きと保証なしを併用する提案の場合、預託割合は、保証付きの提案金利に対応する預託割合と保証なしの提案金利に対応する預託割合のうち、いずれか低い方を本制度に係る全融資案件に一律に適用する（例. 融資期間 10 年以内、保証付き金利 1.8%以内、保証なし金利 2.1%以内の提案の場合、保証付き・保証なしを問わず、全融資案件一律で 25%とする）。

2 金融機関所定金利

県の負担割合は一律 25%とする。